

社会福祉法人とよさか瑞穂会役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人とよさか瑞穂会（以下「当法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。また、評議員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の役員報酬は、別に定める給与規程に基づいて支給する。
- (2) 非常勤の役員報酬は、年間2万円とする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬毎月21日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に支給）
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、毎年度3月の最終理事会日に支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、費用弁償として当該費用を支給する。

3 評議員会及び理事会に出席した役員及び評議員へ、その都度3千円を支給する。ただし、下記に該当する役員及び評議員については、別途実費相当額を支給する。また、当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、費用等は支給しない。

(1) 評議員及役員の居住地から会議開催地までの距離が50キロメートル以上の地域

(2) 鉄道、船舶及び自動車により、片道所要時間が1時間以上の地域

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。

2. 社会福祉法人とよさか瑞穂会役員等報酬及び費用弁償規程は、平成29年3月31日に廃止する。

3. この規定は、令和2年4月1日に一部改訂、施行する。